大阪公立大学医学部附属病院 地域医療情報連携ネットワーク

利用要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大阪公立大学医学部附属病院(以下「当院」という)地域医療情報連携ネットワーク(以下「当ネットワーク」という)に係る管理および運用ならびに当院の医療連携登録医(以下「登録医」という)が当ネットワークを利用するにあたり必要な事項を定め、当ネットワークの効率的な運用および適正な管理ならびに、個人情報の保護を図るとともに、より適切な医療の実現に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当ネットワークは、当院および各登録医の診療情報の共有閲覧や外来予約の取得 を可能とするシステムとこれを構成する機器類によって構成し、本要綱の規定を適用す る。

第2章 管理

(管理責任者)

- 第3条 システム管理責任者は、医療情報担当課長とする。
- 2 運用管理責任者は、患者支援課長とする。

(システム管理責任者の業務)

第4条 システム管理責任者は、次の業務を行う。

- (1) 当ネットワークに用いる機器およびソフトウェア等を導入するにあたり、その機能 を確認し、これらの機能が厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関す るガイドライン」の最新版の各項目に適合するように管理する。
- (2) 当ネットワークの機能が支障なく運用される環境を整備する。
- (3) 機器やソフトウェアに変更があった場合において、システムに保存された情報が継続的に使用できるよう維持する。
- (4) 当ネットワークのネットワーク接続に関するマニュアルを整備する。
- (5) 登録医が当ネットワークを適正に利用できるように援助し、指導を行う。

(機器の設置・管理)

- 第5条 システム管理責任者は当ネットワークのサーバ等の機器を、入室を制限した管理区域に設置する。
- 2 システム管理責任者は定期的に機器等の点検を行い、システムを健全な状態に保つよう努める。

(ソフトウェアの管理)

- 第6条 システム管理責任者は、当ネットワークの使用の前にソフトウェアの動作確認および審査を行い、情報の安全性に支障がないことを確認する。
- 2 システム管理責任者は、当ネットワークについて定期的に点検を行い、その安定稼働に 努める。
- 3 システム管理責任者は、当ネットワークについて定期的にウィルスチェックを行い、感染の防止に努める。

(ネットワークの管理)

- 第7条 システム管理責任者は、定期的に利用履歴やネットワーク負荷等を検査し、不正に 利用された形跡がないかを確認する。
- 2 システム管理責任者は、ネットワークの不正な利用を発見した場合は、直ちにその原因を追究し対策を講じる。

(運用管理責任者の業務)

- 第8条 運用管理責任者は、以下の業務を行う。
- (1) 当ネットワークを利用する登録医の申請・登録を管理し、不正な利用を防止する。
- (2) 当ネットワークを正しく利用させるための規定を整備する。
- (3) 登録医が当ネットワークを適正に利用できるように援助し、指導を行う。

(利用者の識別および認証)

- 第9条 当院は、利用者を識別し認証するため、利用者にIDとパスワードを発行する。
- 2 前項の事務は、運用管理責任者が行う。

第3章 利用

(利用申込および解除)

- 第 10 条 当ネットワークを利用するには、「利用申込書」を運用管理責任者に提出しなければならない。
- 2 利用者は当ネットワークの利用を停止する場合は、運用管理責任者に「利用解除届」を 提出しなければならない。

(利用者)

- 第 11 条 前条の利用申込書を提出し承認された登録医を利用者とし、当ネットワークを利用することができる。
- 2 前項の登録医の利用申請に関し、必要な事項は、別に定める。

(利用者の遵守事項)

- 第12条 当ネットワークの利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 当ネットワークを利用するにあたり使用するパソコン等の機器およびソフトウェ ア等の保守管理ならびに必要なウィルス対策を行う。
- (2) 「利用機器報告書」にて当ネットワークで使用するパソコン等の OS・バージョン、 利用ブラウザ、ウィルス対策ソフトウェア等をシステム管理責任者へ報告する。(3) ID・パスワードを適切に管理し、これを他者に利用させてはならない。
- (4) 当ネットワークを通じて入手した情報について、適切な利用に努めるとともに、診療目的以外での利用をしてはならない。
- (5) 共有閲覧した画面の情報をパソコンや他媒体へ保存、印刷を行ってはならない。
- (6) 当ネットワークの異常や不正なアクセスを発見した場合は、直ちに当院へ連絡し、 その指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第13条 利用者は登録医として認定を受けている期間のみならず、認定解除後においても業務上知り得た個人情報に関する守秘義務を負う。

第4章 運用

(患者の同意、同意撤回)

- 第 14 条 利用者は当ネットワークを利用し診療情報を共有閲覧しようとする場合、患者またはその正当な代理人に当ネットワークおよびこの要綱について説明を行い、利用者が当ネットワークを利用し、当該患者の診療情報を共有閲覧することに対する「同意書」を取得すること。また、取得した同意書を運用管理責任者が定めた方法により提出すること。
- 2 運用管理責任者は患者から前項の同意を撤回する旨の「同意撤回書」が提出された場合、 当該患者の診療情報の共有閲覧を停止する措置を講じなければならない。ただし、当該患 者の生命、身体を脅かす緊急の状態を回避するための共有閲覧を必要とする場合は、その 限りでない。

(利用時間)

第15条 当ネットワークは、機器の故障、点検、停電、通信の停止、その他の事情により 停止する場合を除き、常時利用できるものとする。 2 当ネットワークの保守点検および機能更新を行う場合は、ホームページ等により利用 者に事前に告知した上で行う。ただし、障害への対応など緊急に必要となった場合は、こ の限りでない。

第5章 不適正利用等に対する措置

(ID等の取り消し)

- 第 16 条 運用管理責任者は、利用者が次の事項のいずれかに該当した場合は、当該利用者 に通知した上で ID を取り消すことができる。
- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 法令、条例、ガイドライン等の規定に違反したとき。
- (3) 当ネットワークへの多大な負荷行為や安定稼働を妨げる行為を行ったとき。
- (4) 当ネットワークの取り扱いが不適切であり、当院から指導または警告を受けたにも 関わらず改善が認められないとき。
- (5) 利用者の故意または過失により個人情報が第三者に漏えいしたとき。

(弁償)

第17条 利用者が当ネットワークに障害を発生させた場合、または当ネットワークが保持する情報を漏えいさせた場合は、利用者は故意または過失の程度に応じ、修理または弁償に要した経費を支払うとともに、当院に生じた損害を賠償しなければならない。

第6章 雑則

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、システム管理責任者および運用管理責任者が定める。

付則

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。